

平成16年度の献血推進の実施状況等一覧

第1節 平成16年度に献血により確保すべき血液の目標量

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|--|--|--|
| 1 | 平成16年度には、全血採血により136万リットル、成分採血により83万リットル(血小板採血31万リットル、血漿採血51万リットル)、計219万リットルの血液を献血により確保する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成16年の献血確保量219万リットル、平成16年4月～12月の確保量151万リットル、目標達成率70%。 昨年度同時期では155万リットル確保、目標達成率72%。 目標は概ね達成できる見通しである。 | 平成17年度の血液製剤需要調査の結果を踏まえ、献血目標量を算出し、反映する。 |

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|--|
| 2 | 国は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行うものと | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な措置については(1)①以降に記載。 なお、肝炎ウイルスについては、平成15年度から政府広報(新聞、ラジオ、テレビ、広報誌等)を活用して、感染症の検査目的の献血をしないよう呼びかける文言を記述し周知徹底を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 献血に関する普及啓発活動を行うに当たっての基本的な考え方であり、今後とも継続して記載する必要がある。 |
| 3 | 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。 | | |
| 4 | 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。そのため、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。 | | |
| 5 | 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、献血の必要性や血液の利用実態等について正確な情報を伝える必要がある。また、各種の普及啓発を実施するとともに、献血者等の意見を踏まえ、その手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性を確保するため、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう周知徹底する必要がある。 | | |
| 6 | これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する必要がある。 | | |

①「愛の血液助け合い運動」等の実施

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|---|
| 7 | 国は、都道府県及び採血事業者の協力を得て、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施し、特に必要性が高い四〇〇ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、ポスター等の必要な資料を作成し、関係者に提供するものとする。また、都道府県及び採血事業者においても、必要な資料を作成し、関係者に提供することが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月「愛の血液助け合い運動」を実施。文部科学省をはじめとする23団体に後援依頼。協賛は3団体。また、各省庁に協力依頼を发出。加えて、都道府県に実施通知、政令市・特別区に協力依頼を通知。 ・同月、厚生労働省広報誌「月刊厚生労働」に「愛の血液助け合い運動」について解説記事を掲載。 ・平成16年1月～2月「はたちの献血キャンペーン」を実施。3団体に後援依頼、各省庁に協力依頼を发出、都道府県に実施通知、政令市・特別区に協力依頼を通知。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 8 | 国は、様々な媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年7月「血液事業の情報ページ」開設 ・平成16年7月「血液事業報告」を作成し、日本赤十字社、都道府県等に配布し、血液事業の主要な関係者である献血者等に対し、幅広く周知。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 9 | 国は、都道府県献血推進計画の策定、地域における献血大会等の開催、献血推進のための普及啓発、市町村による献血推進の支援、献血推進ボランティア団体の育成等について、都道府県及び市町村を支援するものとする。 | ・国は、都道府県、保健所設置市及び特別区の実施する左に掲げる事業について財政支援を実施中。 | ・平成17年度においては、「三位一体」の改革に伴い献血推進のための補助金が廃止されたことから、都道府県推進計画の策定に技術的支援等を行うとともに、その達成に向けて計画の進捗状況等を把握し必要な助言を行うこととする。 |
| 10 | 都道府県及び市町村は、様々な媒体を活用し、採血事業者の協力を得て、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血への理解と協力を呼びかけることが必要である。例えば、献血の必要性に関する教育及び啓発資料の作成、広報等を活用した献血実施場所の周知、献血未経験者も参加しやすいイベントの開催等が挙げられる。 | ・都道府県の実施した普及啓発については別紙1のとおり((財)血液製剤調査機構取りまとめ)。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

②献血運動推進全国大会の開催等

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---------------------------------|----------------------------------|
| 11 | 国は、都道府県及び採血事業者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、七月に献血運動推進全国大会を主催するものとする。 | ・平成16年7月、献血推進運動全国大会を開催(大分県)。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 12 | 国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う必要がある。 | ・厚生労働大臣から、93名に表彰状を、349名に感謝状を交付。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

③献血推進運動中央連絡協議会の開催

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|--|---------------------------|----------------------------------|
| 13 | 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、十月に献血推進運動中央連絡協議会を開催するものとする。 | ・平成16年11月 献血推進運動中央連絡協議会開催 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

④献血推進協議会の活用

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|---|
| 14 | 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、献血推進協議会を設置することが重要であり、定期的に関催することが求められる。市町村も、同様の協議会を設置することが望ましい。 | ・献血推進協議会は、47都道府県及び1,714市町村において設置。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 15 | 献血推進協議会には、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募ることとする。 | 「献血推進協議会設置要綱(案)」(昭和39年11月11日厚生省生物製剤課長通知別添)に規定されているとおり。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 16 | 都道府県及び市町村は、このような献血推進協議会を活用することにより、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定を始めとして、献血に関する教育及び啓発を検討し、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。 | ・献血推進協議会は47都道府県にそれぞれ設置され、市町村においては1,714市町村に設置されている。(16年4月1日現在) | ・献血の推進に当たっては、関係者の幅広い協力が不可欠であり、今後も献血推進協議会の積極的な活用が求められる。したがって、平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

19

⑤若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|--|--|--|
| 17 | 国は、高校生を主たる対象として、献血について解説したテキスト等を作成するものとする。これらを活用し、国は、都道府県及び市町村と協力して、高校生に献血への理解を深めるための普及啓発を行うものとする。 | ・平成16年3月、高校3年生向けの啓発資料「献血ホップ、ステップ、ジャンプ」を作成(146万部)し、各都道府県、教育委員会、高校等の教育機関に配布。 ・配布に当たっては、文部科学省高等教育局の協力を得た。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 ・平成17年度より、中学生を対象として、血液全般についての資料を配付することで、血液及び献血についての正しい知識の普及啓発を行うこととする。 |
| 18 | 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動である献血について情報提供を行うことが求められる。 | ・都道府県により対応は異なるが、いくつかの自治体においては、小中学生に対して献血に関する啓発資料の絵柄等の募集、高校生に対する献血教育や啓発講話、若年層ボランティアに対する支援等を実施。 ・その他都道府県が実施している普及啓発については別紙のとおり。 | ・平成17年度においても、引き続きこれらの取組を進めるとともに、それぞれの地域の実情を踏まえ、その充実を図ることが求められる。 |

(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

① 献血者が安心して献血できる環境の整備

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|--|
| 19 | 採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境の整備を行うことが必要である。具体的には、献血者の個人情報保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うことにより、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずることが重要である。 | ・平成15年7月、献血者の個人情報の保護を採血事業者に義務付けた血液法(第37条)及び同法台21条に基づく「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準」が施行され、日本赤十字社において、これらの規定に基づく取組が行われているところ。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 20 | 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意する必要がある。また、献血者の要望を把握し、これを踏まえて、献血受入体制の改善に努める必要がある。 | ・日本赤十字社は、各地域の事情を踏まえ、職員等に対し接遇研修を実施するとともに、移動採血車の増車、採血所の設備の改善、開設日の調整等を実施しているところ。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 21 | 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。都道府県も、同様の支援を行うことが求められる。 | ・国は、血液事業を円滑に推進するための財政支援を実施中。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 22 | また、国は、採血に伴い献血者に生じた健康被害の実態に係る情報を収集した上で、その救済の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。 | ・国は、「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」を設置し、献血に伴う健康被害の予防対策の充実や献血後の健康被害の救済等について検討中。 | ・平成17年度において、検討結果をとりまとめ、安全で安心な献血の体制の確保を図る必要がある。 |

② 血液検査による健康管理サービスの充実

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|----------------------------------|
| 23 | 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、生化学検査等献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知することが必要である。 | ・日本赤十字社は、献血を希望する者のうち、通知を希望した全員に対し7項目の生化学検査成績を通知している。また、成分採血、400ml全血採血を行った者には、あわせて8項目の血球計数検査成績を通知している。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 24 | 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。また、献血者の健康管理に資する検査の充実、自発的な無償供血に矛盾せず、献血の推進に有効であることから、健康管理サービスの検査項目を生活習慣病対策に必要な項目と関連付けることを検討するものとする。なお、この検査項目には感染症の検査を含まないこととし、感染症の検査を目的とする献血の排除と整合を図るものとする。 | ・国は、日本赤十字社の行う献血者に対する健康管理サービス(成分献血、400ml全血献血者への血液検査項目の充実、献血健康手帳の交付等)に対して経費の一部を補助しているところ。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

③献血者の利便性の向上

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|----------------------------------|
| 25 | 採血事業者は、立地条件等を十分考慮して採血所を設置するとともに、効率的に採血を行うため、採血移動車による採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図ることが必要である。 | ・日本赤十字社は、各地域の事情を踏まえ、献血会場の案内員の配置、市町村・警察署の協力を得た市内中心部での献血の受け入れ、交通アクセスの良い場所への採血所の移転等を実施しているところ。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 26 | 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。 | ・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、赤十字血液センターと協議して、採血日程の調整、公共施設の提供、広報の連携等を行っている。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 27 | 国、都道府県及び市町村は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずることが重要である。 | ・国は、日本赤十字社の行う献血ルームの増設について財政支援を実施中。 ・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、献血会場の提供等を行っている。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

④献血者との連携の確保

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|---|
| 28 | 採血事業者は、必要な時に安全で良質な血液を確保するため、献血者の意向を踏まえ、その登録を依頼することが必要である。 | ・日本赤十字社によると、平成15年度における登録者数は102万人である。 | ・平成17年度においては、「複数回献血の推進」において取組を進める必要がある。 |
| 29 | 国、都道府県及び市町村は、当該制度の推進に協力することが必要である。 | ・国は、日本赤十字社の行う献血者に対する健康管理サービス(成分献血、400ml全血献血者への血液検査項目の充実、献血健康手帳の交付等)に対して経費の一部を補助しているところ。 ・都道府県及び市町村は、各地の実情に応じ、財政支援、記念品の贈呈、リーフレットの作成・配布等を実施しているところ。ただし、特段の措置を講じていない自治体もある。 | ・平成17年度においては、「複数回献血の推進」において取組を進める必要がある。 |

⑤まれな血液型の血液の確保

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|--|--|----------------------------------|
| 30 | 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼することが重要である。 | ・国は、外部の研究班に委託して、特殊血液調査を実施している。 ・なお、本委託調査は、昭和61年度から継続して実施されているものである。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 31 | 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査をすることが必要である。 | | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

⑥複数回献血の推進

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|--|--|
| 32 | 国、都道府県及び採血事業者は、複数回献血検討会の検討結果を踏まえ、献血者に対し、献血の意義及び血液の需給動向など献血に係る継続的な情報提供を行うことにより、複数回献血を推進することが重要である。 | ・平成16年3月 第4回複数回献血検討会において検討会の結論が得られた。 この検討会で得た結論を踏まえ、効果的な複数回献血の推進を図ることとしている。 | ・平成17年度においては、採血事業者は国と連携して、各血液センターに、複数回献血者を構成員とするクラブを設立して各種サービスの提供を行い、複数回献血を推進し、献血血液の安定供給や安全性確保に資することとする。 |

⑦採血基準の在り方の検討

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|--|---|-------------------------------|
| 33 | 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行うものとする。 | ・平成13年度厚生労働科学研究「採血基準の改定と血液製剤の適正使用に関する研究」の結果等を踏まえ、引き続き検討していくこととしている。 | ・平成17年度においても、引き続き検討を進める必要がある。 |

⑧血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|---|---|
| 34 | 国は、採血事業者と連携して、献血者の本人確認を徹底すること、献血者に対し血液製剤を介した感染等についての因果関係を調査するために必要な協力を求めること及び感染症の検査を目的として献血した者の血液を受け入れないための措置を講ずること等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を検討するものとする。 | ・平成16年7月に血液事業部会において「輸血医療の安全性確保のための総合対策」がとりまとめられ、対策を講じている。 | 平成17年度においては、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」を踏まえ血液製剤の安全性向上等を推進する。 |

(3) その他関係者による取組

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|--|----------------------------------|
| 35 | 官公庁及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。 | ・平成16年4月～9月において、日本赤十字社は、厚生労働省をはじめとする中央官庁において延べ18回の出張採血を実施し、計3,027人の献血を受入れた。官公庁に所属する団体に対しては1,097団体に対し延べ1,470回の献血を実施し、延べ48,713人の献血を受入れた。 ・その他の事業体に対しては、23,890団体に対し延べ 26,915回の献血を実施し、延べ716,182人の献血を受入れた。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認・評価

| 段落 | 平成15年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|--|----------------------------------|
| 36 | 国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。 | ・平成15年4月～5月 血液対策ブロック会議開催 ・平成15年10月 血液事業担当者会議開催。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 37 | 国は、献血推進運動中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずるものとする。 | | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

(2) 災害時等における献血の確保等

| 段落 | 平成16年度の記述 | 実施状況 | 平成17年度献血推進計画作成に向けての方針(案) |
|----|---|--|----------------------------------|
| 38 | 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。 | ・国は、防災計画において、緊急時の医薬品等の確保について規定している。 ・日本赤十字社は、業務標準において災害対策を規定しており、災害対策マニュアルが策定されている。 ・幾つかの都道府県では、献血支援計画及び防災計画において対応を規定している。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 39 | 国、都道府県及び市町村は、災害時において、採血事業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。 | ・なお、平成16年度上半期においては、具体的な対応を要する事例はなかった。 | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |
| 40 | 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。 | | ・平成17年度においても、引き続き同様の取組を進める必要がある。 |

